

池子住宅地区及び海軍補助施設(横浜市域)における  
家族住宅等建設に係る地元要望への対応方針（補足）

平成27年4月

南関東防衛局

## 1 緑の保全と改変面積の更なる縮減について

- ◆ 基本配置計画案における改変面積につきましては、横浜市条例等を踏まえ、米側の住宅に関する要求（横須賀基地等の住宅と同等の2階建て低層住宅）を考慮しつつ、最大限工夫した結果のものであり、現段階では、大幅な縮減を図ることは困難です。
- ◆ 改変地につきましては、連続的な緑地の復元や既存の樹木を移植することとし、可能な限りの緑化を図り、改変面積の20%以上が確保されるよう計画してまいります。
- ◆ 緑の保全と改変面積の更なる縮減につきましては、今後、配置検討や設計等の業務を進めていく中で、日米間で継続して調整・検討していきます。
- ◆ 住宅等の供用後におきましても、これら緑地が保全されるよう米側に要請してまいります。
- ◆ 現在、実施している配置検討業務におきまして、基本配置計画案に基づく緑化計画の検討や鳥瞰図の作成を行うこととしております。その業務が完了しましたら（工期末：平成28年3月31日）、家族住宅等完成後の姿をイメージしやすいものを地元の皆様にお示しできるものと考えています。

## 2 都市計画道路横浜逗子線の整備について

- ◆ 都市計画道路横浜逗子線の整備計画に基づいた県道金沢逗子線の整備（改良工事）について、
  - ・ 道路管理者である横浜市から、事業要望がなされた場合には米軍車両の通行による影響の程度等を踏まえ、  
または、
  - ・ 平成27年度から実施予定としている環境影響評価の結果に基づく工事用車両の通行による影響の程度等を踏まえ、  
できる限り努力してまいります。
- ◆ 今後、実施時期や実施方法等につきまして、横浜市と調整させていただきたいと考えております。

## 3 飛び地の施設整備・管理について

- ◆ 「池子住宅地区及び海軍補助施設」につきましては、平成21年2月20日付「災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する横浜市と米海軍横須賀基地司令部との覚書」により、横浜市から要請があれば、米側から、災害救援活動の際の臨時避難所等としての支援を受けられることになっていると承知しています。
- ◆ 飛び地のほとんどは国有地であり、返還後は財務省へ引き渡すこととなりますが、当該土地の利活用に関しまして、横浜市の防災計画や跡地利用計画を踏まえ、地元の皆様の要望に沿って関係機関と調整するなど努力してまいります。
- ◆ 飛び地における防災倉庫等施設の整備に当たっては、横浜市から具体的な施設の整備計画が示された場合、補助事業という形として、できる限り協力したいと考えています。

(案)

参 考

池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における家族住宅等の整備工程

